

理事会開催時の進行手順		進行者	根拠規定	
1	開会に先立つ定足数の確認	事務局次長	慣例的に事務局次長が行っている。 定足数の根拠規定は定款第37条	(決議) 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2	理事会開催時の会長挨拶誘導		慣例的に事務局次長が行っている。	
3	会長挨拶	会長	慣例で行っている	
4	議長の選任	事務局次長	(構成) 第34条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 3 議長選任 については 第18条第1項を準用 する。 (議長) 第18条 総会の議長は、会長又は会長が指名する理事がこれに当たる。会長が欠けたとき、会長に事故があるとき又は会長が海外出張等で不在のときは、事前に 会長より指名された理事 がこれに当たる。 2 前項の規定によっても議長が定まらないときは、総会において正会員の中から選出する。	
5	議事録作成人	議長	慣例により、議長が理事の中から任意に指名している。 指名された理事の承諾により、議事録作成人が決定している。	(議事録) 第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
6	議事録署名人		(議事録) 第38条 2 出席した 会長及び監事 は、前項の議事録に記名押印する。	